

令和5年9月 5日 開会  
令和5年9月22日 閉会  
(定例第7回)

# 大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 153 号

令和 5 年第 7 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 5 年 8 月 30 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 5 年 9 月 5 日（火） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

---

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
池 田 幸 恵	門 脇 輝 明
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
近 藤 大 介	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
米 本 隆 記	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

令和 5 年 9 月 5 日 (火曜日)

---

### 議 事 日 程

令和 5 年 9 月 5 日 (火曜日) 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 出納検査結果の報告

③ 意見書処理の報告

④ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

① 政務報告

② 報告第 13 号 令和 4 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告について

③ 報告第 14 号 令和 4 年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告について

④ 報告第 15 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について

⑤ 報告第 16 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について

⑥ 報告第 17 号 令和 4 年度大山町債権放棄について

⑦ 報告第 18 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 95 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 96 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 97 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 98 号 大山町逢坂農産物処理加工所条例を廃止する条例について

日程第 8 議案第 99 号 財産の取得について (除雪用 3 t トラック)

日程第 9 議案第 100 号 令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 101 号 令和 4 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 11 議案第 102 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 103 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 104 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 105 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 106 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 107 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 108 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 109 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 110 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 111 号 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 112 号 令和 4 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 113 号 令和 4 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 114 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議案第 115 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 25 議案第 116 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 26 議案第 117 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15 名）

1 番	小 谷 英 介	2 番	西 本 憲 人
3 番	豊 哲 也	4 番	島 田 一 恵

6番 池田幸恵                      7番 門脇輝明  
8番 大原広巳                      9番 大杖正彦  
10番 大森正治                    11番 杉谷洋一  
12番 近藤大介                    13番 吉原美智恵  
14番 岡田 聰                      15番 野口俊明  
16番 米本隆記

---

欠席議員(なし)

---

欠員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野間 光                      書記 …………… 三谷輝義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹口大紀                      教育長 …………… 鷺見寛幸  
副町長 …………… 吉尾啓介                    教育次長…………… 赤路卓也  
総務課長 …………… 金田茂之                    財務課長…………… 井上龍  
代表監査委員 …………… 石黒澄男

---

午前10時開会

○議長(米本隆記君) 皆さん、おはようございます。

本日からの9月定例会よろしくお願ひします。

---

○議会事務局長(野間光君) 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。

着席してください。

---

開会・開議・議事日程

○議長(米本隆記君) ただいまの出席議員は15人です。

定足数に達しておりますので、令和5年第7回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(米本隆記君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番 門脇輝明

議員、8番 大原広巳議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月22日までの18日間に決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に、6月定例会において可決した意見書は、6月26日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告から報告第18号 長期継続契約締結の報告についてまで、計7件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。本日からの9月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年9月定例議会における政務報告として6月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、会計課関係の鳥取銀行派出所の閉鎖についてです。

本庁にありました鳥取銀行名和支店大山町役場派出所は、6月末で閉鎖されました。7月からは6月末に導入した自動釣銭機付きレジスターを使い職員のみで業務時間内の現金出納と会計処理を行っています。引き続き正確・迅速な現金出納処理に努めてまいります。

続きまして、幼児・学校教育課関係の子どもに向けた英語力向上の取り組みについてです。子どもの英語力向上を図るため、町内の小学校4年生から中学生までを対象としたイベントを初めて実施しました。これは、町内の学校で外国語指導助手を務めておられる外国人の方々と英語でコミュニケーションをとりながらさまざまな体験活動を楽し

む内容となっており、8月22日・23日の1泊2日のプログラム「イングリッシュキャンプ」には中学生9名、8月25日の1日プログラム「イングリッシュデイ」には小学生16名が参加し、オリエンテーリングやそのほかの活動を通して、子どもたちがより英語に親しむ機会を提供しました。

今回の実施を受け、来年度以降の取り組みについても検討を進める考えです。

続きまして、社会教育課関係の「襄陽郡中学生文化探訪」来町についてです。

大山町と友好親善交流協定を締結している大韓民国江原道襄陽郡から中学生16名と引率3名が、8月7日から9日にかけて来町し、交流を深めました。滞在中は名和中学校を訪問し、部活動体験やゲームなどの交流を行い、互いの文化の違いについての認識を深める機会となりました。

続きまして、「巡回ラジオ体操・みんなの体操会」についてです。

8月21日名和総合運動公園陸上競技場で町内外から259名の参加を得て、ラジオ体操を行いました。その様子は、午前6時30分からラジオで生放送され、子どもから高齢の方まで朝からさわやかな汗を流しました。

次に、「沖縄県嘉手納町との人材育成交流」についてです。

台風6号の影響により延期となった沖縄県嘉手納町との人材育成交流が、8月22日から25日までの間、本町の各小学校から計16名の児童代表と一般公募の指導者2名と引率者3名を3泊4日で派遣いたしました。4回の事前学習を積んで参加した児童たちは、沖縄での平和学習、嘉手納町でのホームステイ交流など、貴重な体験・経験を積むことができました。

次に、報告第13号 令和4年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告について説明をいたします。

本報告は、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で、財政状況を判断するものであり、本町の指標はお手元に配布のとおり、いずれの指標も早期健全化判断基準を下回っております。

報告第14号 令和4年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告について説明をいたします。

本報告は、令和4年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。

本町では、お手元に配布のとおり資金不足を生じた公営企業会計はありませんでした。

次に、報告第15号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について説明いたします。

本報告は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づきご報告するものであります。

変更を要する契約の目的、相手方、内容、専決日、理由はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

次に、報告第 16 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について説明いたします。

本報告は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づきご報告するものであります。

損害賠償の額を定め和解する相手方、金額、専決日、事案はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

続きまして、報告第 17 号 令和 4 年度大山町債権放棄の報告については、大山町債権管理に関する条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、議会にご報告するものであります。

債権放棄の内容等につきましては、お手元に配布しております「令和 4 年度大山町債権放棄報告書」のとおりであります。

続きまして、報告第 18 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 議案第 95 号 ～ 日程第 8 議案第 99 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 95 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 99 号 財産の取得について（除雪用 3 t トラック）までの 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 95 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例については、個人番号カードに加え、新たにスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして、議案第 96 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例につい



ては、児童の健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、鳥取県と県内市町村で小児医療費の完全無償化を行うにあたり、小児医療費のうち医療保険を除く被保険者負担分の全額を助成するもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 97 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業実施要綱が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件について、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置に期限を設けていたものを無期限化するもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この条例の施行は、公布の日としております。

続きまして、議案第 98 号 大山町逢坂農産物処理加工所条例を廃止する条例については、6 次産業を推進する団体に本施設の管理運営も含め、活用していただくこととするためその用途を廃止して普通財産とするもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和 5 年 12 月 1 日としております。

続きまして、議案第 99 号 除雪用 3 t トラックに係る財産の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入する除雪用 3 t トラックは、平成 22 年度より所有している除雪用 2 t 級ダンプを更新するもので、6 業者を指名して 8 月 4 日に競争入札を実施した結果、税込み金額 1,166 万 4,050 円で、有限会社 松井オートサービスが落札し、8 月 8 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 6 年 12 月 31 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第 9 議案第 100 号 ～日程第 22 議案第 113 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 100 号 令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 22、議案第 113 号 令和 4 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 14 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 100 号 令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

令和 4 年度の一般会計の収支につきましては、歳入総額 124 億 2,302 万 1,899 円に対

し、歳出総額は117億1,390万6,365円で、歳入歳出差引額は7億911万5,534円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、2億946万円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、4億9,965万5,534円であります。

それでは、決算の概要について、歳入からご説明を申し上げます。

歳入決算額は、予算現額132億3,974万9,000円に対し、調定額127億7,589万7,841円、収入済額124億2,302万1,899円で、町税と諸収入を合わせて2,459万855円を不納欠損しておりますので、収入未済額は3億2,828万5,087円となっております。

収入済額は、予算現額に対して93.8%、調定額に対して97.2%の収入状況となっております。

未収金につきましては、令和3年度と比較して2億2,367万8,827円増加しております。主な増加要因と致しまして、令和3年度まで住宅新築資金等貸付事業特別会計にて計上しておりました貸付金元利収入について、会計の廃止に伴い令和4年度より一般会計で計上したためであります。未収金につきましては、引き続き減少に向けて努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第であります。

続きまして、歳出についてであります。歳出決算額は、予算現額132億3,974万9,000円に対し、支出済額117億1,390万6,365円で、予算現額に対します執行率は、88.5%であります。また、翌年度に繰り越す額8億2,197万2,000円を控除した不用額は7億387万635円あります。

以上、令和4年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、配付しております令和4年度決算概要資料をご覧くださいいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第101号 令和4年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出とも26万6,350円あります。歳入の主なものは、土地開発基金から生じた利子5万7,519円と、土地取得基金が保有する土地の貸付収入20万8,831円あります。

歳出につきましては、公有財産取得費の26万6,350円で、土地開発基金に繰り出しをしております。

なお、土地開発基金の現金残高は、令和4年度末現在で約1億4,463万円となっております。

続きまして、議案第102号 令和4年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額2,248万5,479円に対し、歳出総額は同額の2,248万5,479円あります。

業務の状況ですが、令和4年度末で給水戸数306戸、給水人口692人、年間の有収水量は8万4,591立方メートルとなっております。施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして、議案第 103 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 20 億 446 万 8,546 円に対し、歳出総額 20 億 344 万 7,394 円であり、差引残額 102 万 1,152 円を翌年度に繰り越すものです。

国民健康保険税の適正な賦課徴収に努め、3 億 4,769 万 2,843 円を収納し、各種保険給付や保健事業を行いました。

医療費総額は約 16 億 3,000 万円で前年度から約 7,900 万円の減少、医療給付費総額は約 14 億円で前年度から約 6,700 万円の減少となりました。

被保険者 1 人当たりの医療費は、約 41 万 8,000 円、医療給付費は約 35 万 9,000 円で、ともに前年度に対し 0.6%増加しました。

また、国保基金から 3,700 万円の繰り入れを行い、事業運営に活用しました。

続きまして、議案第 104 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の 3 診療所を合わせた診療施設勘定決算であります。歳入総額 3 億 1,140 万 2,785 円に対し、歳出総額は同額の 3 億 1,140 万 2,785 円であります。

続きまして、議案第 105 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 2 億 6,190 万 2,116 円に対し、歳出総額 2 億 6,131 万 6,034 円であり、差引残額 58 万 6,082 円を翌年度に繰り越すものです。

保険料の適正な賦課徴収に努め、1 億 8,253 万 1,624 円を収納、保険料等負担金と広域連合事務費負担金として 2 億 5,706 万 2,983 円の支出など、広域連合と連携し、適正な事業運営を行いました。

続きまして、議案第 106 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 24 億 7,298 万 3,383 円に対し、歳出総額 23 億 2,352 万 2,989 円であり、差引残額 1 億 4,946 万 394 円を翌年度に繰り越すものであります。

保険給付、地域支援事業など、適正かつ安定した事業運営を行い、介護保険給付費準備基金へ 1 億 2,162 万 5,536 円の積み立てを行っております。

なお、令和 4 年度の 65 歳以上被保険者年間 1 人当たりの給付費は約 33 万 5,000 円となっております。

続きまして、議案第 107 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 4 億 9,997 万 8,098 円に対し、歳出総額は、4 億 9,987 万 8,035 円で差引残額 10 万 63 円を翌年度に繰り越すものであります。

農業集落排水事業の処理区は町内 16 処理区ございますが、接続人口は令和 4 年度末

で6,703人となっており、処理施設等の適切な維持管理に努めました。

続きまして、議案第108号 令和4年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額4億2,751万9,991円に対し、歳出総額は、4億2,745万3,203円で差引残額6万6,788円を翌年度に繰り越すものであります。

公共下水道事業の処理区は町内4処理区ございますが、接続人口は令和4年度末で5,676人となっており、処理施設等の適切な維持管理に努めました。

続きまして、議案第109号 令和4年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入歳出とも4,435万3,188円であります。

売電収入は2,984万9,964円で、修繕や保守にかかる費用を差し引き、風力発電事業基金へ892万2,430円の積み立て、一般会計へ1,148万4,495円の繰出しを行っております。

続きまして、議案第110号 令和4年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額1,362万4,864円に対し、歳出総額は1,316万864円であり、差引残額46万4,000円は翌年度へ繰り越すものです。

主な歳入は、指定管理者及びナスパルタウン等からの温泉使用料395万1,650円で、主な歳出では、現年度の施設修繕料559万3,500円、物価高騰の追加分を含めた指定管理委託料641万5,000円であります。

続きまして、議案第111号 令和4年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

歳入の決算総額1,279万4,974円に対し、歳出の決算総額619万9,140円で、差引残額659万5,834円を翌年度に繰り越すものであります。

分譲宅地「ナスパルタウン」の令和4年度の販売実績は2区画で、全区画完売いたしました。

続きまして、議案第112号 令和4年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

だいせんホワイトリゾートとして13シーズン目となりました令和4年度は、12月中旬から積雪があり、88日間営業を行いました。

昨年同様、リフトの運行本数は限定しながらも全コース滑走可能となるよう運営し、新型コロナウイルスによる影響も落ち着きをみせましたが、国際エリアにおいて落雷によるリフトの運休や倒木によるコース閉鎖などの影響により、入り込みは前年比3.6%増の11.6万人となりました。

本会計の決算額は、歳入総額2,046万1,436円に対し、歳出総額も2,046万1,436円と、同額となっております。

続きまして、議案第113号 令和4年度大山町水道事業会計決算の認定について提案

理由のご説明をいたします。

はじめに業務の状況ですが、給水栓数 5,892 栓、給水人口 1 万 3,582 人に年間総配水量 181 万 397 立方メートルを供給し、有収率は 77.9%でした。

経理の状況につきまして、決算報告書 1、2 ページは消費税込で、収益的収入の水道事業収益は 3 億 882 万 8,047 円、支出の水道事業費用は 2 億 9,248 万 4,431 円であります。

次に、資本的収入は、企業債の借入 1 億 7,680 万円、企業債償還のための一般会計からの出資金 2,049 万 2,297 円、国補助金 4,812 万 1,000 円で合計 2 億 4,541 万 3,297 円であります。

続きまして、資本的支出では、中山地区水道管路緊急改善工事などの実施により建設改良費が 2 億 5,190 万 7,209 円、企業債償還金が 1 億 197 万 7,749 円で、資本的支出合計が 3 億 5,388 万 4,958 円であります。

以上で提案理由の説明は終わります。

○議長（米本 隆記君） 令和 4 年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。石黒澄男監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） おはようございます。監査委員の石黒でございます。よろしく申し上げます。

令和 4 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして意見を申し上げます。

私と野口監査委員の二人で監査をおこなったところでございますけれども、私のほうが代表して報告させていただきます。

意見書の説明の前に、暑いなか細部にわたって、監査に協力いただきました大山町職員の方々に感謝申し上げます。

意見書につきましては、お配りしておりますので、主だったところのみ朗読させていただきます報告とさせていただきます。

まず、第 1 の審査の概要につきましては、ご覧のとおりでありますので、省略させていただきます。

第 2 の審査の結果についてでございます。

決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認いたしました。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値につきましても、適正に執行されていることが認められました。

次の第 3 の会計別執行状況については、ご覧のとおりでありますので省略させていただきます。

だきます。

続いて第4の基金運用状況についてです。

令和4年度末の基金現在高は76億2,181万4,000円と、前年度末に比べて6,600万円減少しております。本町が管理する基金は、一般会計及び特別会計で管理する基金を合わせて25基金あり、このうち19基金が一括運用されているところであります。

基金運用については、定期預金及び債券を共有し、効率的かつ適正に運用されているものと認められました。

基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られてきておりますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用につきましては、財政計画等をしっかり考慮し対処されたいとしております。

続いて第5の財産管理の状況についてですが、令和4年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められました。

最後に第6の指摘事項等についてです。

令和4年度決算審査において、指摘事項はございません。監査意見は1件のみ上げております。

本町町民の健康づくり推進に係る取り組みについては、各種健康診査事業、人間ドックへの助成事業など健診等が受けやすい環境を整えられてきたところであり、これまでも受診率の向上には様々な努力を重ねられてきたところであると承知しております。本町が鳥取県内の平均受診率をリードするような状況になれるよう、引き続き受診率向上に向けた取り組みを進められたいとしております。

続きまして、令和4年度大山町水道事業会計決算審査意見書の説明を申し上げます。

決算計数についてですが、諸帳簿と合致しており、いずれも正確であると認められました。審査の概要、審査した書類、執行状況、そして業務内容につきましては、資料に記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

最後の結びのところを読み上げさせていただきます。

本町においては、水源地、配水池など施設の更新が行われつつあり、管路施設についても旧中山町地区から布設替えが順次進められる見通しであります。施設更新にあたっては、今後ますます支出額が増え、厳しい経営状況になることが見込まれており、本格的な料金改定に向けた検討を順次進められたいとしております。

続きまして、令和4年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見書でございます。

審査の概要については、説明を省略させていただきます。

審査の結果の内、総合意見としましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判

断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められます。

令和4年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についての報告でございます。審査の概要につきましては説明を省略させていただきます。

審査の結果のうち、総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和4年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないとしております。

以上、報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（米本 隆記君） 監査委員には、令和4年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

---

#### 日程第23 議案第114号～日程第26 議案第117号

○議長（米本 隆記君） 日程第23、議案第114号 令和5年度大山町一般会計補正予算（第4号）から、日程第26、議案第117号 令和5年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）までの計4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第114号 令和5年度大山町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、令和5年7月豪雨により被害のあった農地及び農業用施設の復旧を行う単独災害復旧事業や、テメキュラ市との交流において、令和6年に姉妹都市締結30周年を迎え、これを記念した事業を行うためのテメキュラ30周年記念事業実行委員会補助金などの新規計上、住民税非課税世帯に対するエアコン等光熱費助成事業や障害児通所給付費の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出てきたことなどにより、予算の過不足を調整するため、既定の予算の総額に2億8,443万9,000円を追加し、総額を119億164万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第115号 令和5年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）については、歳出として、大山やすらぎの里めぐみ館のナースコール設備の購入が増額の主なもので、既定の歳入歳出予算に、283万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3億4,867万8,000円とするものです。

続きまして、議案第116号 令和5年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、処理施設等の修繕委託料の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,488万9,000円とするものです。

続きまして、議案第117号 令和5年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）については、名和第3水源取水施設補修設計業務及び中山地区水道管路改善工事のための測

量設計業務を行うため、資本的収入を 1,474 万 6,000 円、資本的支出を 1,614 万 8,000 円それぞれ増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、9 月 6 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

---

午前 10 時 42 分散会